

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（12名）

1 番	江 上 裕 子 君	2 番	中 川 泰 一 君
3 番	水 野 忠 宗 君	4 番	渡 辺 保 彦 君
5 番	小 宅 宏 君	6 番	_____
7 番	山 田 成 利 君	8 番	広 瀬 隆 博 君
9 番	乾 豊 君	10 番	若 山 隆 史 君
11 番	藤 埴 理 君	12 番	中 村 ひとみ 君
13 番	富 田 栄 次 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	藤 塚 康 孝 君
総 務 課 長	藤 塚 正 博 君	企画調整課長	小 森 俊 宏 君
税 務 課 長	桐 山 裕 次 君	健康福祉課長	酒 井 明 美 君
子育て推進課長	吉 野 敬 子 君	住 民 課 長	岡 野 文 紀 君
建 設 課 長	藤 江 和 明 君	都市計画課長	衣 斐 浩 一 君
産 業 課 長	小 竹 武 志 君	上下水道課長	川 瀬 桂 一 郎 君
会計管理者兼 会 計 課 長	多 賀 靖 君	消 防 主 任	三 輪 学 君
教 育 長	和 田 満 君	教育次長兼 学 校 教 育 課 長	小 川 裕 司 君
生涯学習課主幹	木 村 朋 宏 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 高 木 智 司 書 記 石 川 敦 詞

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第49号 令和6年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

議第50号 令和6年度垂井町水道事業会計決算認定について

議第51号 令和6年度垂井町下水道事業会計決算認定について

日程第3 議第52号 垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

- 日程第4 議第53号 垂井町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について
 (1) 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正
 (2) 垂井町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
 (3) 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
- 日程第5 議第54号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について
- 日程第6 議第55号 垂井町障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議第56号 垂井町消防団条例及び垂井町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
 (1) 垂井町消防団条例の一部改正
 (2) 垂井町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正
- 日程第8 議第57号 垂井町水道事業給水条例等の一部改正について
 (1) 垂井町水道事業給水条例の一部改正
 (2) 垂井町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部改正
 (3) 垂井町下水道条例の一部改正
- 日程第9 議第58号 垂井町税の徴収等の特例に関する条例の廃止について
- 日程第10 議第59号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について
- 日程第11 議第60号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について
- 日程第12 議第61号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
- 日程第13 議第64号 令和7年度垂井町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第14 議第65号 令和7年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議第66号 令和7年度垂井町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議第67号 令和7年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議第68号 宮代121号線道路改良工事請負契約の変更について
- 日程第18 議第69号 教育委員会委員の任命について
- 日程第19 議第70号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第20 議第71号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第21 議員派遣の件

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（広瀬隆博君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、1番 江上裕子議員、2番 中川泰一議員を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 諸般の報告

○議長（広瀬隆博君） 日程第1、諸般の報告を行います。

開会中に検査結果の報告が1件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

日程第2 議第49号 令和6年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について

議第50号 令和6年度垂井町水道事業会計決算認定について

議第51号 令和6年度垂井町下水道事業会計決算認定について

○議長（広瀬隆博君） 日程第2、議第49号 令和6年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定についてから議第51号 令和6年度垂井町下水道事業会計決算認定についてまでを一括議題といたします。

本案については、決算審査特別委員会の審査が終了いたしておりますので、これより委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長 中村ひとみ議員。

〔決算審査特別委員長 中村ひとみ君登壇〕

○決算審査特別委員長（中村ひとみ君） ただいま一括議題となりました議第49号 令和6年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定についてから議第51号 令和6年度垂井町下水道事業会計決算認定についてまでの3議案につきまして、決算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、議第49号 令和6年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定については、今定例会第1日の会議において設置、付託された後、9月3日から計5日にわたり委員会を開催いたしました。審査に当たり、歳入においては収入未済額及び不納欠損額の主なものについて、歳出においては不用額及び流・充用の主なもの、また翌年度繰越額について、執行部担当所管から説明を聴取し、議決した予算の目的に沿って執行されたか、また行政効果はどうであったかに主眼を置いて慎重に審査をいたしました。採決の結果、令和6年度垂井町一般会計及び特別会

計決算認定については認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のとおり意見を付するものであります。

1. 持続可能な行財政運営について。

本町の財政運営は今後も厳しい状況が続くことが想定されるため、引き続き行財政改革を進め、持続可能な行財政基盤の構築に向けて取り組まれない。また、会計間での繰り出し等の取扱いについては、今後の地域課題を見据えながら計画的な運用に努められたい。

2. 不納欠損、未収金について。

税負担の公平性の観点から、安易な不納欠損処分を行わないよう、制度の厳正かつ公正な運用を図られたい。また、関係各課との連携を密にし、新たな収入未済の発生抑制に努めるとともに、未収金対策については積極的かつ計画的に努められたい。

次に、議第50号 令和6年度垂井町水道事業会計決算認定についてですが、こちらは今定例会第1日の会議において本委員会に付託された後、9月8日に委員会を開催し、上下水道課から決算書について説明を聴取するなど、慎重に審査を行いました。採決の結果、令和6年度垂井町水道事業会計決算認定については、これを認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第51号 令和6年度垂井町下水道事業会計決算認定についてですが、先ほどの令和6年度垂井町水道事業会計決算認定についてと同様、9月8日に委員会を開催し、上下水道課から決算書について説明を聴取するなど慎重に審査を行いました。採決の結果、令和6年度垂井町下水道事業会計決算認定については、これを認定すべきものと決定いたしました。

以上、付託されました3議案に係る決算審査特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（広瀬隆博君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論及び採決に入ります。

討論及び採決は個々に行います。

最初に、議第49号 令和6年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定について討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は、これを認定すべきものとなっております。

議第49号 令和6年度垂井町一般会計及び特別会計決算認定については、これを委員長報告

のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議第50号 令和6年度垂井町水道事業会計決算認定について討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は、これを認定すべきものとなっております。

議第50号 令和6年度垂井町水道事業会計決算認定については、これを委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議第51号 令和6年度垂井町下水道事業会計決算認定について討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は、これを認定すべきものとなっております。

議第51号 令和6年度垂井町下水道事業会計決算認定については、これを委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は委員町報告のとおり認定されました。

日程第3 議第52号 垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

○議長（広瀬隆博君） 日程第3、議第52号 垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第52号 垂井町議会議員及び垂井町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第53号 垂井町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

(1) 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正

(2) 垂井町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

(3) 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

○議長（広瀬隆博君） 日程第4、議第53号 垂井町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第53号 垂井町職員の育児休業等に関する条例等の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第54号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について

○議長（広瀬隆博君） 日程第5、議第54号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第54号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第55号 垂井町障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（広瀬隆博君） 日程第6、議第55号 垂井町障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第55号 垂井町障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第56号 垂井町消防団条例及び垂井町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

(1) 垂井町消防団条例の一部改正

(2) 垂井町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正

○議長（広瀬隆博君） 日程第7、議第56号 垂井町消防団条例及び垂井町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第56号 垂井町消防団条例及び垂井町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第57号 垂井町水道事業給水条例等の一部改正について

(1) 垂井町水道事業給水条例の一部改正

(2) 垂井町農業集落排水処理施設の管理に関する条例の一部改正

(3) 垂井町下水道条例の一部改正

○議長（広瀬隆博君） 日程第8、議第57号 垂井町水道事業給水条例等の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第57号 垂井町水道事業給水条例等の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第58号 垂井町税の徴収等の特例に関する条例の廃止について

○議長（広瀬隆博君） 日程第9、議第58号 垂井町税の徴収等の特例に関する条例の廃止についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第58号 垂井町税の徴収等の特例に関する条例の廃止については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第59号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について

○議長（広瀬隆博君） 日程第10、議第59号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第59号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第60号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について

○議長（広瀬隆博君） 日程第11、議第60号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第60号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議第61号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

○議長（広瀬隆博君） 日程第12、議第61号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第61号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議第64号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第5号）

○議長（広瀬隆博君） 日程第13、議第64号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第64号 令和7年度垂井町一般会計補正予算（第5号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議第65号 令和7年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（広瀬隆博君） 日程第14、議第65号 令和7年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第65号 令和7年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議第66号 令和7年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（広瀬隆博君） 日程第15、議第66号 令和7年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第66号 令和7年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議第67号 令和7年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（広瀬隆博君） 日程第16、議第67号 令和7年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第67号 令和7年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議第68号 宮代121号線道路改良工事請負契約の変更について

○議長（広瀬隆博君） 日程第17、議第68号 宮代121号線道路改良工事請負契約の変更についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第68号 宮代121号線道路改良工事請負契約の変更について、提案理由を御説明申し上げます。

令和7年6月4日に垂井町綾戸381番地、株式会社新栄、代表取締役 田中誠也と請負契約を締結し工事を進めてまいりましたが、契約内容の一部を変更する必要が生じ、契約金額を6,884万9,000円から7,273万900円に変更して契約するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものがございます。

細部につきましては、建設課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 藤江和明建設課長。

○建設課長（藤江和明君） ただいま上程されました議第68号 宮代121号線道路改良工事請負契約の変更につきまして、私から補足説明をさせていただきます。

本工事につきましては、垂井町宮代地内、旧郷鉄工所西側、県道養老・垂井線との交差点を始点としまして、ヨシヅヤさん南東角、町道垂井・表佐線との交差点を終点とする町道の道路改良工事でございます。

平成30年度に県道養老・垂井線との交差点から延長300メートルの道路用地取得済み区間につきましては道路整備が完了しておりますが、昨年度、全ての道路用地が取得でき、今年度予算をお認めいただいたことから、本年6月議会定例会におきまして、予定価格5,000万円以上の工事となることから、工事請負契約締結につきまして議決をいただき施工しております工事でございます。

お配りしております資料の初めのページを御覧ください。

工事概要でございますが、工事番号、第建5号、工事名、宮代121号線道路改良工事、工事場所、不破郡垂井町宮代地内、工期は令和7年6月4日から令和8年3月27日まででございます。施工延長は239メートルでございます。工事請負契約金額は税込み6,884万9,000円でございます。

工事施工につきましては、資材置場として利用されていた盛土区間及びヨシヅヤさん出店に伴い整備された区間の施工でございますが、工事を進める中で変更が生じたので、変更内容につきまして説明をさせていただきます。

資料の下段を御覧ください。

工種の欄、道路土工、掘削・残土処分等でございますが、実施数量による精算をさせていただきました。概算金額は163万7,700円の増でございます。

続きまして、排水構造物工でございますが、今後予定されております商業施設開発において、町道の一部を掘削する計画であることから、影響部分の側溝設置を取りやめ、VP管へ仕様を変更いたしました。概算金額は10万9,300円の減でございます。

続きまして、舗装工でございますが、先ほどと同様、商業施設開発に伴う町道掘削影響部分の舗装施工を取りやめたため舗装面積の変更が生じました。概算金額は6万6,300円の減でございます。

続きまして、構造物撤去工でございますが、舗装版破碎、アスファルトがら、廃プラスチック処分において実施数量による精算をさせていただきました。概算金額は24万円の増でございます。

続きまして、附帯工において、工事を進める中で護岸復旧の追加及び高低差の関係により排水計画等に変更が生じたため、概算金額30万円の増、また旧郷鉄工所の北側において、道路と工場敷地を隔てるためのフェンス設置において、土地所有者との協議の結果、工場への既設進入路部分へのフェンス設置が追加となりましたため、概算金額45万円の増でございます。

続きまして、ヨシヅヤ出店に伴い整備され、今回町道敷地となりました区間において舗装をめくりましたところ、電気用ハンドホールが埋設されており、現在も工場へ電気が供給されていることが確認されたことから、ハンドホール撤去・移設費用を追加させていただきました。概算金額60万円の増でございます。

続きまして、工事施工に当たり雑木伐採、除草作業の追加及び実施数量による精算をさせていただきました。概算金額82万9,800円の増となりました。附帯工合計概算金額217万9,800円の増でございます。

以上の変更により、合計税込み388万1,900円の増額となったところでございます。

工事請負金額につきましては、当初税込み6,884万9,000円でしたが、今回の増額変更によりまして税込み7,273万900円となったところでございます。工事施工に当たりましては、農地耕作者の皆様及びヨシヅヤさんとの調整を図りながら、現在のところ問題なく施工しておりますが、今後も工事完了まで現場管理・監督を適正に努めてまいります。

以上、議第68号 宮代121号線道路改良工事請負契約の変更につきましての補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第68号 宮代121号線道路改良工事請負契約の変更については、これを原案のとおり可決

することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議第69号 教育委員会委員の任命について

○議長（広瀬隆博君） 日程第18、議第69号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第69号 教育委員会委員の任命について、提案理由を御説明申し上げます。

現教育委員であります渡邊定隆氏の任期が令和7年9月30日をもって満了するのに伴い、後任に野田耕治氏を適任とし任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第69号 教育委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第19 議第70号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（広瀬隆博君） 日程第19、議第70号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第70号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由を御説明申し上げます。

現人権擁護委員 水野直子氏の任期が令和7年12月31日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第70号 人権擁護委員の候補者の推薦については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第20 議第71号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（広瀬隆博君） 日程第20、議第71号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第71号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由を御説明申し上げます。

現人権擁護委員 小川弘海氏の任期が令和7年12月31日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求め

るものでございます。

よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第71号 人権擁護委員の候補者の推薦については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第21 議員派遣の件

○議長（広瀬隆博君） 日程第21、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま決定されました議員派遣の件について、変更を要する場合には議長一任といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長に一任することに決定しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって令和7年第4回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前9時42分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 広 瀬 隆 博

会議録署名議員 江 上 裕 子

会議録署名議員 中 川 泰 一